教育資金

申込みに当たっては、次の事項に留意してください。

申込要件

現職会員又はその被扶養者（被扶養者でない子を含む。）が私立中学校、高等学校、大学、各種学校等の教育機関に入学又は修学するための資金を必要とするとき。

修業年限が１年未満の場合は貸付対象外になります。

申込金額

１０万円から３００万円以内で１０万円単位

ただし、臨時的任用職員等任期に定めのある現職会員（道立学校非常勤職員を含む）の方は、給料月額の１０分の３に相当する額に貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から任期の終了するまでの間における月数を乗じて得た額の範囲内とし、２００万円を限度とします。

常勤的非常勤職員等任期の定めがなく退職手当の発生しない現職会員の方は、給料月額の１０分の３に相当する額に、貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から定年退職するまでの月数（定年の定めがない場合は、１２０月）を乗じて得た額の範囲内とし、２００万円を限度とします。

※借換えの場合は、申込金額から未償還額を差し引いて送金します。

償還方法

１．例月償還

毎月の給料からの償還になります。

償還回数は**１２０回の範囲内**で希望する回数です。

※任期に定めのある現職会員の方は、貸付金の交付を受ける日の翌月から任期の終了するまでの間における月数の範囲内とし、かつ１２０回の範囲内となります。

任期の定めがなく退職手当の発生しない現職会員の方は、貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から定年退職するまでの月数の範囲内とし、かつ１２０回の範囲内となります。

２．併用償還

毎月の給料と年２回（６月、１２月）の期末・勤勉手当からの償還になります。

期末分の貸付金の額は、申込金額の２分の１以内で１０万円単位です。

償還回数は、例月分は１により、期末分はその６分の１以内です。

（例月償還が１２０回の場合、期末償還は２０回以内の償還となります。）

◆貸付決定後は、申込金額、償還方法、償還回数の変更はできませんのでご注意ください。

提出書類

・貸付申込書（生活資金・教育資金）（別記様式１）
・借用証書（別記様式２）
・貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書（別記様式１４）

【添付書類】

１．これから入学する場合

・入学する学校の合格通知書又は入学通知書の写し（発行日から３月以内のもの。）

２．在学中の場合

・在学証明書等の原本（発行日から３月以内のもの。）

３．被扶養者でない子の場合

・戸籍謄本の原本（発行日から３月以内のもの。）

※提出書類の記入は、すべて自書してください。

（「貸付申込書」の所属所の証明欄以外、ゴム印は使用できません。）

◎同時に２口以上申込む場合は、入学又は修学者ごとに貸付申込書を作成してください。

◎添付書類１又は２の書面が外国語で記載されている場合は、内容がわかる日本語翻訳文（翻訳者の住所、氏名を明記し、押印したもの）も添付してください。

申込日と送金日

毎月１０日（土・日・休日の場合はその前日）までに受理した貸付申込書について書類審査し、貸付けを決定した方には、貸付決定通知書と償還表を送付するとともに、当該月の末日までに貸付金を送金します。

貸付条件

① 貸付金の利率は、期間１月につき0.1083（１年につき1.3）パーセントです。

② 借換えで申込む場合は、前貸付けの償還が２４回を終えた借受人に限ります。貸付金の送金額は、申込金額から前貸付けの未償還額を差し引いて送金します。

③ 異動、退職等で互助会を退会するときに未償還金がある場合は、退職手当等から控除して一括償還することになります。未償還金が退職手当等から控除できない場合又は控除後も未償還金が残る場合は、納付書での償還になります。

ただし、臨時的任用職員等任期に定めのある現職会員（道立学校非常勤職員を含む）の方は、給料月額の１０分の３に相当する額に貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から任期の終了するまでの間における月数を乗じて得た額の範囲内とし、２００万円を限度とします。

収入印紙

相当する額に、貸付金の交付を受ける日の属する月の翌月から定年退職するまでの月数（定年の定めがない場合は、１２０月）を乗じて得た額の範囲内とし、２００万円を限度とします。

貸付金	１０万円	２０万円～５０万円	６０万円～１００万円	１１０万円～３００万円
収入印紙	２００円	４００円	１，０００円	２，０００円

貸付けできない方

・会員期間が６月以内の方
・退職日前３月以内の方
・借換えの場合、前貸付けの償還回数が２４回未満の方
・１か月の償還額が、互助会の償還額（今回申込分を含む。）と公立学校共済組合等の償還額を合算し、給料月額の１０分の３を超える方
・期末手当等からの１回当たりの償還額が、互助会の償還額と公立学校共済組合等の償還額を合算し、給料月額を超える方
・借受後の住宅資金貸付けを除く貸付未償還元金（償還猶予分の未償還額を含む。）の合計額が７００万円（任期に定めのある現職会員及び任期の定めがなく退職手当の発生しない現職会員は住宅資金貸付けを含め２００万円）を超える方
・育児、介護、療養、大学院修学等による休業のため無給の方
・停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない方
・破産手続中の方又は破産宣告をした方
・民事再生手続中の方又は再生計画認可の決定を受けた方
・互助会が加入している貸付保険の適用を受けた方
・その他償還の確実性がないと認められる方

送金方法

申込書の送金先口座に振り込みますので、申込人（会員）名義の普通預金口座を記入してください。

金融機関コードは次の「金融機関コード一覧（抜粋）」を参考に、店舗コードは預金通帳等を確認して記入してください。（ゆうちょ銀行は、店名（店番）が店舗コードです。例：九〇八、九八八など）

【金融機関コード一覧（抜粋）】

銀行等	
金融機関	コード
北海道	０１１６
北洋	０５０１
労働金庫	２９５１
ゆうちょ	９９００
れている場合	

信用金庫					
金融機関	コード	金融機関	コード	金融機関	コード
北海道	１００１	日高	１０１１	帯広	１０２６
室蘭	１００３	渡島	１０１３	釧路	１０２７
空知	１００４	道南うみ街	１０１４	大地みらい	１０２８
苫小牧	１００６	旭川	１０２０	北見	１０３０
北門	１００８	稚内	１０２１	網走	１０３１
伊達	１００９	留萌	１０２２	遠軽	１０３３
北空知	１０１０	北星	１０２４		

所、氏名を明記し、押印したもの）も添 **＊マリンバンク（漁協）の口座には送金できません。**

【記入例】

ゆうちょ銀行の場合　　通帳の１ページ目をご参照ください。

※記載がない場合は、ゆうちょ銀行にお問い合わせください。

通帳 →

記号　　番号
19000 －　1234567

株式会社ゆうちょ銀行

他金融機関からの振込の受取口座として利用する際は、
次の内容をご指定ください。
【店名】　一二三（読み　イチニサン）
【店番】**１２３**　【預金種目】普通預金　【口座番号】**０１２３４５６**

申込書 →

送金先	ゆうちょ銀行 / 金庫	一二三 本/支店	科目	口座番号
	金融機関コード	店舗コード	普	右づめ
	９９００	１２３	１	０１２３４５６

留意事項

・「貸付申込書」等に記入する際は、氏名、所属所名等はゴム印を使用せず、すべて自署してください。
（「貸付申込書」の所属所の証明欄以外、ゴム印は使用できません。）

・「貸付申込書」等に押印する印鑑はすべて同じ印鑑を使用してください。訂正欄も「貸付申込書」等に押印した同じ印鑑を使用し、必ず押印してください。印鑑は鮮明に押し、欠けたり、二重にならないよう注意してください。
（訂正欄に押印がなく「貸付申込書」等に訂正があった場合、書類をお返しし再度受理した日が受付日となり、希望する月に貸付けできないことがありますのでご注意ください。）

・「貸付申込書」と「貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書」は、申込年月日を統一してください。

◎借受人に債務不履行が発生した場合に備えて、互助会では貸付保険に加入しており、保険料は互助会で負担しております。